

○財務省告示第二百七十一号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年七月二十九日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第三百八十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八 額 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額					六 イ 発 行 額					五 イ 募 入 決 定 の						
	行 争 入 札 発 行 額	争 入 札 発 行 額	非 格 第 I 種 競 争 額	者 第 I 種 競 争 額	特 別 参 加 者 競 争 額	国 債 市 場 競 争 額	入 札 発 行 額	格 競 争 額	イ 発 行 額	行 争 入 札 発 行 額	争 入 札 発 行 額	非 格 第 I 種 競 争 額	者 第 I 種 競 争 額	特 別 参 加 者 競 争 額	国 債 市 場 競 争 額	入 札 発 行 額	イ 募 入 決 定 の
千 万 円								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
								五 億 七 千 七 百 七 十 四 億 九 千 九 百 九 十 九 万 九 千 九 百 九 十 九 円									一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。

十六	十五	十四	十三		十二					十一		九	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発行	非価格競争	者・第I参加	特別市場	国債市場	入札発行競争	発行日	振替単位
平成二十五年七月二十九日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額を払う。	償還金を支払う。	平成二十五年十月二十八日				十七銭六厘五毛	の応募価格	十七銭六厘五毛以上	平成二十五年七月二十九日	振替法の規定による振替口座簿

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成二十五年七月二十九日

十七銭六厘五毛
の応募価格
十七銭六厘五毛以上
それぞれ

平成二十五年十月二十八日

ただし、償還期が銀行休業日に
当たるときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

額を払う。

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年七月二十九日